

かわしん決済用普通預金 商品概要説明書

平成24年12月25日現在適用中

項 目	内 容
1. 商品名	・ 決済用普通預金
2. 販売対象	・ 法人および個人
3. 口座開設 (1) 新規開設 (2) 切り替え	・ 「普通預金（総合口座）」を開設後、「決済用普通預金」へ切り替えます。 ・ 「決済用普通預金取扱依頼書」（店頭備置）および収入印紙（200円）をご用意ください。 ・ 現在お持ちの「普通預金（総合口座）」から「決済用普通預金」への切り替えおよび「決済用普通預金」から「普通預金（総合口座）」への切り替えが可能です。（口座番号は変わりません） ・ 切り替えの場合、現在ご利用中の「通帳」と「決済用普通預金取扱依頼書」（店頭備置）が必要となります。また、「決済用普通預金取扱依頼書」に貼付する収入印紙（200円）をご用意ください。
4. 期 間	・ 期間の定めはありません。
5. 預 入 (1) 預入方法 (2) 預入金額 (3) 預入単位	・ 随時預入できます。 ・ 1円以上 ・ 1円単位
6. 払戻方法	・ 随時払戻しできます。
7. 利 息	・ 利息はつきません。
8. 税 金	・ 利息がつかないので税金はかかりません。
9. 手数料	・ キャッシュカードによる払戻し等にあたっては、キャッシュカード規定に定める手数料を徴求することがあります（詳しくは「手数料一覧」をご確認ください）。
10. 付加できる 特約条項	・ 個人のは総合口座による当座貸越ができます。（貸越利率は担保定期預金の約定利率に0.50%を上乗せした利率） ・ マル優の対象はありません。
11. 中途解約時の 取扱い	_____
12. 金利情報	・ 金利は店頭備え付けの金利表示ボードまたは窓口へご照会ください。
13. 苦情処理措置・紛 争解決措置	苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店または経営企画部法務課(9時～17時、電話:0120-89-2471)にお申し出ください。 紛争解決措置 愛知県弁護士会紛争解決センター（電話:052-203-1777） 愛知県弁護士会西三河支部紛争解決センター（電話:0564-54-9449） 東京弁護士会（電話:03-3581-0031） 第一東京弁護士会（電話:03-3595-8588） 第二東京弁護士会（電話:03-3581-2249） 以上の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に、上記経営企画部法務課または全国しんきん相談所(9時～17時、電話:03-3517-5825)にお申し出ください。また、お客さまから、上記の各弁護士会に直接お

	申し出いただくことも可能であり、東京都および愛知県以外の各地のお客さまにもご利用いただけます。なお、上記東京の弁護士会（東京三弁護士会）をご利用の際には、①お客さまのアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法（現地調停）、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法（移管調停）—もあります。詳しくは、東京三弁護士会、当金庫経営企画部法務課もしくは全国しんきん相談所にお問合わせください。
14. その他参考となる事項	・ 公共料金等の自動支払および給与、年金、配当金、公共債元利金等の自動受取りもできます。 ・ 預金保険制度により全額保護されます。

豊 川 信 用 金 庫